

松山市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則

松山市規則第 8 1 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山市歩きたばこ等の防止に関する条例（平成 2 1 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(歩きたばこ等禁止区域に係る告示)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の名称及び範囲
- (2) 指定の効力が生じる日

2 条例第 6 条第 2 項において準用する条例第 5 条第 3 項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した禁止区域の名称及び範囲
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生じる日

(歩きたばこ等防止指導員)

第 3 条 条例第 8 条の規定による勧告に係る事務その他の歩きたばこ等の防止に関する事務を行わせるため、歩きたばこ等防止指導員を置く。

2 歩きたばこ等防止指導員は、市長が任命する。

3 歩きたばこ等防止指導員は、歩きたばこ等の防止に関する事務を行う場合においては、歩きたばこ等防止指導員証（様式第 1 号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第 4 条 条例第 8 条の規定による勧告は、勧告カード（様式第 2 号）を提示し行うものとする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(表)

<u>歩きたばこ等防止指導員証</u>	
 写真	第 号 氏名
上記の者は、松山市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則第3条第1項に規定する歩きたばこ等防止指導員であることを証明する。	
年 月 日	
松山市長	

(裏)

松山市歩きたばこ等の防止に関する条例(抜粋)
(歩きたばこ等禁止区域の指定) 第5条 市長は、この条例の目的を達成するために特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。
(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止) 第7条 市民等は、禁止区域内において歩きたばこ等をしてはならない。ただし、公共の場所を管理する者が指定した場所において、他人に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮して喫煙するときは、この限りでない。
(勧告) 第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正するよう勧告することができる。

備考

- 1 用紙は白色とし、寸法は、縦5.5センチメートル、横9.0センチメートルとする。
- 2 写真は、縦2.0センチメートル、横1.7センチメートルとする。

様式第2号(第4条関係)

勸告カード	
松山市歩きたばこ等の防止に関する条例第8条の規定により、 次のとおり勸告します。	
1 勸告の内容	
()
2 勸告の理由	
()
松山市長	印

備考 用紙は黄色とし、寸法は、縦7.5センチメートル、横11.0センチメートルとする。